

介護職員宿舎借り上げ支援事業 空き部屋のご案内

法人敷地に隣接している「ホワイトウィング昭島」所有者のご厚意により、空室を職員用賃貸物件として確保して頂いております。ご希望の方がいらっしゃいましたら、「宿舎借り上げ事業」の対象とし、法人契約を致しますので下記内容をご確認いただき、ご検討ください。

【目的と対象者】

1. 目的

都内に所在する介護保険サービスを提供する民間の事業所等に対して、介護職員の宿舎の借り上げを支援し、住宅費負担を軽減することで、介護職員の働きやすい職場環境を実現し介護人材の確保定着を図ること、また、事業所による防災の取組を計画的に進め、地域の災害福祉拠点として災害時の迅速な対応を推進することを目的としています。

対象法人

対象事業所を運営する法人

対象入居者

対象事業所に勤務する介護職員、訪問介護員、サービス提供責任者、生活相談員、支援相談員、介護支援専門員及び計画作成担当者です。ただし、当該事業所の法人の役員は除きます。

なお、(ア) 及び (イ) に定める事業所に勤務する対象入居者は、災害対策上の業務に従事する職員とします。

◇介護保険法上に上記の職種を配置することが定められているサービスにおいて、当該職種の職員を対象として申請することが可能です。例えば、支援相談員は介護老人保健施設、計画作成担当者は特定施設入居者生活介護に勤務している該当職員の方を、対象入居者として申請できます。

4. 主な助成要件 助成金の申請区分により助成要件が異なります。

(ア)

- ・借り上げている宿舎が、事業所の周辺(半径10キロメートル圏内)にあること
- ・対象入居者は災害対策上の業務に従事する職員であること

(イ)

(ウ)

- ・法人が借り上げた宿舎*に対象入居者が入居していること
- ・対象入居者は法人の役員ではないこと
- ・対象入居者には住居手当を支給しないこと
また、同居人がいる場合、その同居人も住居手当を受給していないこと

※法人及び法人の役員が所有する物件は除きます。

【ご利用の流れ】

- ①期日までに、宿舎利用希望を事務局に伝える。(希望者複数の場合、選考により決定)
- ②内覧し、意思確認
- ③転居時期の確認
- ④法人が宿舎契約
- ⑤職員と法人間で、宿舎使用に関する契約の取り交し
(令和6年度より、同一職員が利用できる期間は 最大 10年間となりました)
※事業目的のとおり、災害時に迅速な対応が取れる事を前提としています。
- ⑥転居(8月~9月頃)

【物件内容】



- 部屋 203号室 3LDK (洋室×2、和室、リビングダイニング)
- 家賃 70,000円 (賃料67,000円、管理費・共益費3,000円)
⇒職員負担 11,000円程度 (給与天引き)
- 敷金、礼金 0円
- 更新手数料 0円
- 駐車場なし ※近隣駐車場 月極6,000円~7,000円程
- エアコン1台設置済み (洋室)